

【31 解説文】 山名村古碑外保存方伺 (明治十四年：一八八一) (C)

(表紙)

「古文書古器物書類三冊共四冊、明治十八年七月
庶務課編輯係ヨリ勸業課農商係引継書 四冊之内

(朱印)

永年保存

古碑保存書編

編輯係

十四年十一月廿九日 御用係世木真人 印

令 大書記官

庶務課 印 印
編輯係 印

緑埜郡山名村二古碑、甘楽郡

〈緑埜郡山名村二古碑、甘楽郡〉

小川村・下高尾村二古碑、永遠保存

〈小川村・下高尾村二古碑、永遠保存〉

方之儀ニ付而者、去ル明治十一年

〈方の儀に付ては、去る明治十一年〉

十月中、伝説書・石摺共相添伺出

〈十月中、伝説書・石摺 (いしずり) 共相添え伺い出〉

之末、木柵・標柱建築経費

〈の末、木柵・標柱建築経費〉

取調可ニ申出旨御指令有レ之、右四碑

〈取り調べ申し出るべき旨御指令これ有り、右四碑〉

之内、山名村山上之碑ハ官有地ニ

〈の内、山名村山上之碑は官有地に〉

存在シ、下高尾村仁治之碑ハ

〈存在し、下高尾村仁治之碑は〉

無税地ニ有レ之、官有地ニ変換

〈無税地にこれ有り、官有地に変換〉

差支無レ之、小川村大日碑ハ民

〈差し支 (つか) えこれ無し、小川村大日碑は民〉

有地ニ有レ之候へ共、持主より上地

〈有地にこれ有り候えども、持主より上地 (じょうち) 〉

出願之處、独山名村金

〈出願の処、独（ひと）り山名村金〉

井沢之碑ノ民有地ニ有レ之分、

〈井沢之碑の民有地にこれ有る分〉

同村八幡社内、即官有地へ

〈同村八幡社内、即（すなわ）ち官有地へ〉

転移之義ハ承諾候へ共、該

〈転移の義は承諾候えども、該〉

碑金七拾五円を以買上之義

〈碑金七拾五円を以（もつ）て買い上げの義〉

ヲ請求シ、不都合二者候へ共、御採聴

〈を請求し、不都合には候えども、御採聴〉

相成ル外致方有レ之間敷歟、猶説

〈相成る外致し方これ有る間敷（まじき）歟（か）、猶（なお）説〉

論可ニ相加一候へ共、他国稼キ之者

〈論相加えるべく候えども、他国稼ぎの者〉

二而、当時所在地も不ニ相分一、書通

〈にて、当時所在地も相分らず、書通（しよつう）〉

等も差支候二付、先以請求通り

〈等も差し支え候に付、先（ま）ず以て請求通り〉

御上申ニ相成、説諭行届候ハ、

〈御上申（じようしん）に相成り、説諭行き届き候はば〉

更ニ御上申取計度、且又

〈更に御上申取り計らい度、且（か）つ又〉

上地出願之者ハ志神妙ニ付、

〈上地出願の者は志し神妙に付〉

相当代価之当りを以、木盃等

〈相当代価の当りを以て、木盃等〉

下賜之事ニ御伺出相成可レ然哉

〈下賜（かし）の事に御伺い出相成り然（しか）るべき哉〉

但、高瀬村古碑之義も一同伺出

〈但し、高瀬村古碑の義も一同伺い出〉

候様下命有レ之候へ共、本文四碑

〈候様下命（かめい）これ有り候えども、本文四碑〉

ハ既伝説書・石摺共御伺済之上、

〈は既に伝説書・石摺共御伺い済みの上、〉

木柵・標柱建築取調可ニ申出_二旨_一之

〈木柵・標柱建築取り調べ申し出るべき旨の〉

御指令も相成居候もの二付、先以四碑

〈御指令も相成り居り候ものに付、先ず以て四碑〉

之局ヲ結ヒ候様取計、高瀬村

〈の局を結び候様取り計らい、高瀬村〉

碑ハ新ニ伝説書・石摺を以、

〈碑は新たに伝説書・石摺を以て、〉

別段御伺出相成候様致度、

〈別段御伺い出相成り候様致し度、〉

此段添而相伺候也

〈此（こ）の段添えて相伺い候也〉

〔貼紙〕

「明治十一年十月中伺済ノ結局ヲ今日ニ至ラシム

〈明治十一年十月中伺い済みの結局を今日に至らしむ〉

ルハ、不都合ノ極、此ノ文案然ルヘク草定アリ

〈るは、不都合の極（きわ）み、此の文案然るべく草定あり〉

度、但金井沢ノ碑七拾五円ニテ買上ケ云々ハ、

〈度、但し金井沢の碑七拾五円にて買い上げ云々（うんぬん）は、〉

社寺局ニテ六ケシク申居タリ、即木柵・標柱

〈社寺局にて六（むず）かしく申し居りたり、即ち木柵・標柱〉

〔含カ〕

建築費ニ包含シテ請求スルカ、何レノ

〈建築費に包含して請求するか、何れの〉

道有様ヲ記シ、社寺局長ニ向ツテ内々示合セ、

〈道有り様を記し、社寺局長に向かつて内々示し合わせ、〉

可否ヲ相謀ルヲ可トス ⑩（楫取）

〈可否を相謀（はか）るを可とす〉